

## 農林業系廃棄物減容化事業に係る覚書

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴い、福島県内において放射性物質に汚染された農林業系廃棄物が大量に発生し、営農の支障になるとともに、生活環境の悪化が懸念されている。

このため、環境省は、東京電力(株)南いわき開閉所の敷地を活用して仮設焼却施設(以下「本施設」という。)を設置し、県内各地方で保管されている放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を減容化処理する事業(以下「本事業」という。)を実施し、もって田村市及び川内村(以下「立地自治体」という。)の復興のみならず、福島県の復興に貢献することとしている。

このような本事業の趣旨を踏まえ、環境省、福島県及び立地自治体は連携し、本事業の円滑な推進のため、以下の事項について確認する。

### 第1 関係者の連携

環境省は、本事業の実施に当たり、福島県及び立地自治体との連絡を密にすること。

### 第2 本事業の処理対象物

本事業の処理対象物は、立地自治体のほか、県中地方、県南地方、いわき地方及び会津地方において保管されている農林業系廃棄物とすること。

### 第3 本施設の運転期間等

- (1) 本施設の運転期間は、原則3年間とすること。
- (2) 本施設の運転は、焼却残さの搬出が可能となった後に開始すること。
- (3) 本施設の運転終了後は、原則1年内に施設を解体撤去すること。

### 第4 本施設の安全対策

- (1) 本施設は、バグフィルタを2段設置するなど排ガス処理に係る安全対策については万全の対策を講ずること。
- (2) 本施設は、廃棄物処理の工程において外部への排水のない構造とすること。
- (3) 環境省は、本施設の運転に当たり、排ガスの放射性セシウム濃度を含む運転状況を、毎月、立地自治体及び福島県に報告すること。

### 第5 焼却残さの搬出

- (1) 本施設の運転によって発生する焼却残さは、本施設の運営業務の事情、天候その他の事情によりやむを得ない場合を除き、速やかに搬出し、本施設を解体撤去する際にはその全量が搬出されているようにすること。
- (2) 環境省は、本施設の運転に当たり、焼却残さの搬出実績を、毎月、立地自治体及び福島県に報告すること。

### 第6 交通対策

- (1) 環境省は、本事業の実施に伴う廃棄物運搬車両等の通行について、車両への表示、関係自治体等との運搬経路の協議、運搬時間帯の調整など、周辺住民の生活に十分配慮して計画し、実施すること。
- (2) 環境省は、福島県及び立地自治体と協議の上、必要に応じて、運搬経路上の狭隘箇所における誘導員の配置、待避所の設置などの対策を講じるとともに、道路を修繕すること。

### 第7 モニタリング等

- (1) 環境省は、本施設からの排ガス等による環境影響に関する地元住民の懸念があることも踏まえ、本施設周辺の空間線量率、農地土壤の放射性セシウム濃度等のモニタリングを行うこと。
- (2) 環境省は、前項のモニタリングの結果について情報公開を徹底すること。
- (3) 環境省は、(1)のモニタリングの結果に異常が見られた場合、天災、事故等の不測の事態が発生した場合及び本事業における地下水の取水により施設周辺の水利用に支障が生じた場合は、速やかに本施設の運転を停止し、立地自治体及び福島県と協議の上、必要な対応策を講じること。

### 第8 協議会

- (1) 環境省は、地元住民の代表、立地自治体、福島県及び環境省が参加する協議会を設け、本施設の建設・運転・解体撤去及び廃棄物等の運搬に係る取組全般(第7(3)の対応を含む。)について情報共有及び意見交換を行い、その結果を本事業の運営に適宜反映させること。
- (2) 前項の協議会は、第7(1)のモニタリングの一部を自ら実施することができるものとともに、安全が確保されることを前提として、必要に応じ、本施設の敷地内に立ち入り、調査を行うことができるものとすること。

### 第9 風評被害対策等

環境省及び福島県は、風評被害対策、地域振興策等に関する要望について、要望内容を踏まえ、関係機関に対して働きかけを行うなど、要望の実現に向けてできる限り努力すること。

### 第10 その他

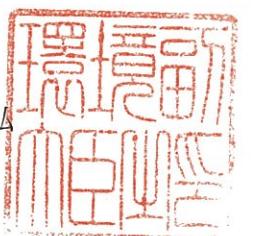
- (1) 環境省は、立地自治体から本事業の実施に係る疑義が示された場合、必要な情報の提供、連絡調整及び協議を行うなど、誠意をもって対応すること。
- (2) この覚書に定めのない事項については、環境省、福島県及び立地自治体が協議して別に定めることができるものとすること。

以上を確認した証として、本書面を4通作成し、各自記名押印の上、1通ずつ保管する。

平成27年7月27日

環境副大臣

小里 泰弘



福島県知事

内堀 雅雄



福島県田村市長

富塚 宥暉



福島県双葉郡川内村長

遠藤 雄幸

